

単 価 契 約 書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
下表のA重油の納入について次のとおり契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、この契約に関する一切の義務を履行するものとする。

第2条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第3条 乙は、甲から契約物件の購入申込みがあったときは、下表単価をもって別に甲の指定した場所及び期間内に納入するものとする。

表

品 名	規 格 品 質	単 位	単価（うち税額）
重 油	A重油1種1号	リットル	円（ 円）

第4条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき、又は、履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申込みがあったとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、乙又はその代理人が契約条項に違反したとき。

第5条 この契約の解除による乙の被る損害について、甲は賠償の責を負わないものとする。

第6条 この契約書に規定していない条項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
契約担当者
紫波郡矢巾町医大通二丁目 1 番 3 号
岩手県立療育センター
所長 葛 西 健 郎 印

乙

印